

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 一般重要案件(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43791

沖縄と、学術交流について
(報告)

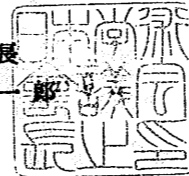
北米局長

参事
北米課長

庶務第1017号の2
昭和40年11月15日

外務大臣
椎名悦三郎 殿

日本学術会議会長
朝永振一郎



沖縄との学術交流について(勧告)

標記のことについて、内閣総理大臣あて本日付をもって
勧告しましたから御参考までにその写をお送りします。

本備送付先

科学技術庁長官

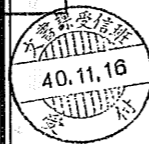
文部大臣

外務大臣

総理府特別地域連絡局長

法務大臣

要理	連絡
研究	急
課長	村
技	内
斎藤	田
有馬	田
渡辺	川
大崎	津
中田	
後藤	



⑤

庶発第1017号
昭和40年11月15日

内閣総理大臣
佐藤栄作 殿

日本学術会議会長
朝永振一郎

沖縄との学術交流について(勸告)

標記のことについて、本会議第44回総会の議に基づき、下記のとおり勸告します。

記

沖縄が戦後20年、特殊な事情のもとにおかれており、沖縄の科学者が今なお、本土の科学者と同等の資格を有するにいたっていないことは周知の事実である。また沖縄がその学術的な重要性にもかかわらず、本土との学術交流を阻害されてきたことは遺憾である。

ついては、

1. 日本学術会議は、沖縄の科学者に本土の科学者と同等に、日本学術会議会員の選挙権・被選挙権を与えることを希望する。

政府は、その実現のために最善の努力を払われたい。

2. 政府は、沖縄との学術交流を促進するため、下記の措置をとられたい。

(1) 沖縄の科学者の科学研究費等について、本土の科学者と同等に取扱うことを原則とし、なおその際その地理的条件をも考慮すること。

(2) 沖縄と本土相互間の学術交流の促進に必要な予算措置を講ずること。

(3) 学術交流のための本土と沖縄との往来について、その自由を確保すること。

説 明

日本学術会議法の制定された時期には、沖縄はなお戦後の荒廃のために、学界を成立せしめうる条件にも乏しく、また学術会議が沖縄学界の実情を把握するのも困難であつたが、琉球大学等をはじめとする研究機関も設立され、見るべき研究業績の輩出しつつある現在、沖縄との学術交流の飛躍的な促進は、すでに実現可能な段階に達していると考えられる。内外に対する科学者の代表機関としての日本学術会議が、沖縄の科学者をも平等の資格にお

いて会議に参加せしめ、全日本の学術会議としての実をあげようとする事は、科学研究上の充足を願うための当然の内的要求である。日本学術会議は、これを實現するために、政府が早急に、

(1) 沖縄における学術研究誌、研究書等の学術的業績と本土のそれらを相互に交換・交流するための条件を整備し、これが経済的な援助を与えること。

(2) 沖縄学界の状況の具体的な報告を求め、学術会議が沖縄学界の代表者を招致するために必要な旅費等について援助すること。

(3) 日本学術会議が、沖縄の学界の状況を直接調査するための代表者派遣について援助すること。

その他上記の要求を實現するために必要な措置を速やかにとり、これを推進することを要望する。

なお、これらと並行して、沖縄の科学者のおかれている研究上の不利な状態を経済的にも補い、その研究を助成する措置をとるよう特に配慮されねばならない。科学研究費の助成等に当たっては、沖縄の科学者にも本土の科学者と同等の資格を与え、さらにその地理的条件等を考慮し、研究旅費等の予算配分には特別の措置をとるべきである。

また、沖縄との学術交流の戦後における停滞を速やかに回復するためには、相互の往来による学術視察、調査研究等が現在の段階において、とりわけ必要である。政府は文献の交換のみにとどまらずこれらの交流を援助するため、予算上の措置について特別の配慮を加えられたい。

最後に、以上の学術交流が支障なくおこなわれるためには、これに必要な往来の自由が確保されなければならない。近來渡航の件は若干改善のきざしも見えはじめてはいるが、なおその困難が解消したとはいえない。政府は学術交流のための相互の往来については、特にその自由を保障するよう配慮されたい。

なお、上記の勧告と関連して、沖縄学界の要請を資料として添付する。

(別添資料) 琉球大学、沖縄大学、国際大学

関係機関教授・職員232名による要請書

㊤

昭和40年10月7日

日本学術会議議長
朝永振一郎 殿

琉球大学教授職員会

謹啓 この度琉球大学・沖縄大学・国際大学その他関係機
関の科学者が別紙の通り、日本学術会議員の選挙権および
被選挙権についての要請文を連署を添えて提出致しますの
で、日本学術会議で御取上げ御審議下さいますようお願い
申し上げます。

⑤

昭和40年10月4日

日本学術会議議長
朝永振一郎 殿

琉球大学職員一同
沖縄大学職員一同
国際大学職員一同
関係機関職員一同

日本学術会議員の選挙権および被選挙権
についての要請

終戦後すでに20年、沖縄はいまだにアメリカの施政下にあつて本土復帰の目途もつかず、日本国民でありながら日本国憲法で保障される基本的権利さえ与えられていません。

沖縄にも多くの科学者がいるにもかかわらず、日本学術会議に一言の発言すら出来ない現状はまことに遺憾であります。われわれはせめて学術の面においてだけでも、日本国民として同等の権利が与えられて然るべきだと考えます。

日本学術会議が沖縄の現状に特別の考慮を払われ、われわれ

沖縄の科学者にも日本国民として同等に、日本学術会議員の選挙権および被選挙権を与えて下さるより、別紙連署をもつて要請致します。

- 四 科学を行政に反映させる方策
 - 五 科学を産業及び国民生活に浸透させる方策
 - 六 その他日本学術会議の目的の遂行に適当な事項
- 第六條 政府は、日本学術会議の求に応じ、資料の提出、意見の開陳又は説明をすることができる。
- 第六條の二 日本学術会議は、第三條第三号の職務を達成するため、学術に関する国際団体に加入することができる。
- 第七條 前項の規定により学術に関する国際団体に加入する場合において、政府があらたに義務を負担することとなるときは、あらかじめ内閣総理大臣の承認を経るものとする。

第三章 組織

- 第七條 日本学術会議は、選挙された二百十人の日本学術会議会員(以下会員という)をもつて、これを組織する。
- 第八條 会員の任期は、三年とする。但し、再選を妨げない。
- 第九條 会員は、別に定める手当てを受ける。
- 第十條 会員は、国会議員を兼ねることを妨げない。
- 第十一條 会長は、別に定める手当てを受ける。
- 第十二條 会長は、会員の互選によつて、これを定める。
- 第十三條 副会長は、人文科学部門又は自然科学部門に属する会員のうちから、それぞれ一人を全部の会員の互選によつて定める。
- 第十四條 会長及び副会長の任期は、会員としての在任期間とする。但し、

〔日法八九六号〕

- 再選を妨げない。
- 第十五條 会長又は副会長が欠員となつたときは、新たにこれを互選する。
- 第十六條 会長は、会務を総理し、日本学術会議を代表する。
- 第十七條 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の指名により、いずれかの二人が、その職務を代理する。
- 第十八條 日本学術会議は、左の区分により、左の七部を設く。
- 第一部(文学、哲学、教育学、心理学、社会学、史学)
 - 第二部(法学、政治学)
 - 第三部(経済学、商学、経営学)
 - 第四部(理学)
 - 第五部(工学)
 - 第六部(農学)
 - 第七部(医学、歯学、薬学)
- 第十九條 会長は、前条に掲げる部のいずれかに分属するものとす。
- 第二十條 各部の定員は、それぞれ三十人とする。
- 第二十一條 各地方区定員は、別表の定めるところにより、これを全国区定員と地方区定員とに分け、これを専門別定員と専門にかかわらず定員とに分ける。
- 第二十二條 地方区定員は、各地方区において選出された会員一人ずつで、

満たされるものとする。

〔日法二二八六号〕

- 第十二條 各部に、部長及び副部長各一人並びに幹事二人を置き、その部に属する会員の互選によつて、これを定める。
- 第十三條 第八條第四項及び第五項の規定は、部長、副部長及び幹事についで、これを準用する。
- 第十四條 部長は、部務を掌理する。
- 第十五條 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 第十六條 幹事は、部長の命を受け、部務に従事する。
- 第十七條 日本学術会議に、その運営に関する事項を審議させるため、運営審議会を置く。
- 第十八條 運営審議会は、会長、副会長、部長、副部長及び幹事をもつて、これを組織する。
- 第十九條 日本学術会議に、常置又は臨時の委員会を置くことができる。
- 第二十條 前項の委員会の委員には、手当てを支給することができる。
- 第二十一條 日本学術会議に、事務局を置き、日本学術会議に関する事務を処理させる。
- 第二十二條 事務局に、局長その他所要の職員を置く。
- 第二十三條 前項の職員の任免は、会長の申出を考慮して内閣総理大臣が行う。

第四章 会員の選挙

第十編 教育・文化 第二章 文化 (日本学術会議法)

- 第二十四條 科学者であつて、左の資格の一を有する者は、会員の選挙権及び被選挙権を有する。
- 一 学校教育法(昭和十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学卒業後三年以上の者
 - 二 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十二号)による専門学校、旧師範教育令(昭和十八年勅令第九号)による教員養成諸学校又はこれらの学校と同等以上の学校、養成所等を卒業後四年以上の者
 - 三 その他研究歴五年以上の者
- 第二十五條 前項の科学者は、科学又は技術の研究者であつて、研究論文又は業績報告により、研究者であることが第三十条に規定する選挙管理会により認定される者でなければならぬ。
- 第二十六條 前項の業績報告は、文書又は口頭によりこれを行うものとし、その内容は、業績を客観的に判定できるものでなければならぬ。
- 第二十七條 前条の二 会員の選挙権及び被選挙権を有する者は、日本学術会議の定める選挙規則の規定に違反する行為をした場合において、同規則の定めるところにより、選挙権及び被選挙権を停止され、その者が当選人であるときは、その当選を無効とされる。

四六九

規則
の手
り
の
理
の
手
の
手

た各職にその業務に専ら従事しなれば、選挙権を行使し、又は選挙されることとなる。

第十九条 選挙の選挙人は、全国区及び地方区に別して、各選挙区に、同数に定められる。

第二十条 日本学術会議は、選挙権を行使し、各職の選挙権及び選挙権を行使する者の資格、選挙の方式、投票の効力の決定その他の選挙に関する事項を定める。

第二十一条 この章に定められるものの外、各職の選挙に關して必要な事項は、日本学術会議の定める選挙規則でこれを定める。

第二十二条 日本学術会議の会議は、總會、部会及び連合部会とす。

第二十三条 日本学術会議の最高議決機関とし、年一回會集がこれを招集するも、但し、必要があるときは、臨時にこれを招集することとなる。

第二十四条 各職に關する事項を審議し、部長がこれを招集する。

第二十五条 議会は、二以上の部会に關する事項を審議し、開會する。部の部長が、共同してこれを招集する。

第二十六条 議会は、会員の三分の二以上の出席があれば、これを開くことができる。

第二十七条 議会の議決は、出席会員の多数決による。

〔日本学術会議法〕

第三 部会及び連合部会の會議については、前項の規定を準用する。

第六節 附則

第二十条 附則 第三二条

第七節 附則

第二十五条 附則 第三二条

第二十六条 附則 第三二条

第二十七条 附則 第三二条

第二十八条 附則 第三二条

第二十九条 附則 第三二条

第三十条 附則 第三二条

第三十一条 附則 第三二条

第三十二条 附則 第三二条

第三十三条 附則 第三二条

第三十四条 附則 第三二条

第三十五条 附則 第三二条

第三十六条 附則 第三二条

第三十七条 附則 第三二条

第三十八条 附則 第三二条

第三十九条 附則 第三二条

第四十条 附則 第三二条

第四十一条 附則 第三二条

第四十二条 附則 第三二条

第四十三条 附則 第三二条

第四十四条 附則 第三二条

第四十五条 附則 第三二条

第四十六条 附則 第三二条

第四十七条 附則 第三二条

第四十八条 附則 第三二条

第四十九条 附則 第三二条

第五十条 附則 第三二条

〔日本学術会議法〕

第三十一条 従前、日本学士院及び学術研究會議において所掌した事務でその廃止の日に残存するものは、日本学術會議においてこれを処理する。

第三十二条 第二十四条及び第三十条の規定施行の際、日本学士院規程によつて任命された日本学士院議員は、引き続きこの法律による日本学士院議員となつたものとする。

第三十三条 第一回に選出された会員の任期は、第七條第二項の規定にかかわらず、これを二年とする。

第三十四条 第一回の會員選挙は、第二條の規定に従ひ、学術体制刷新委員会がこれを行う。この場合において、第四項中「日本学術會議」とあるのは、「学術体制刷新委員会」と読み替へるものとする。

3 日本学術會議の第一回總會は、学術体制刷新委員会委員長がこれを招集する。

3 第二項に要する経費は、國庫の負担による。

第三十五条 第一回の會員選挙のための選挙管理委員会は、中央選挙管理委員会及び地方選挙管理委員会とする。

2 地方選挙管理委員会は、各地方区にこれを置き、中央選挙管理委員会の執行に協力するものとする。

3 中央選挙管理委員会の委員は百四十人とし、学術体制刷新委員会に對してこれを選定するも、但し、うち七人は各地方選挙管理委員会の委員のうちから一人づつを選定するものとする。

4 地方選挙管理委員会の委員は、各地方区ごとに十人以上とし、学術体制刷新委員会地方選挙管理委員会に對してこれを選定する。

附則 第三二条 第三二条

第十編 教育・文化 第二章 文化 (日本学術會議法)

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附則 第三二条 第三二条

この法律は、公布の日から施行する。

附則 第三二条 第三二条

この法律は、公布の日から施行する。

附則 第三二条 第三二条

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 第三二条 第三二条

この法律の施行の障害の除去による改正前の日本学術會議法(昭和二十三年法律百二十二号)第三十四條の規定により置かれていた日本学士院並びにその日本学士院議員及び役員は、それぞれこの法律による日本学士院並びにその役員及び相当の役員となるものとする。

附則 第三二条 第三二条

この法律は、学校教育法の二部を改正する法律(昭和三十六年法律百四十四号)の施行の日から施行する。

附則 第三二条 第三二条

この法律は、公布の日から施行する。

附則 第三二条 第三二条

別表(昭三法二一修正)
第十編 教育・文化 第二章 文化 (日本学術会議法)

部別	第一節		第二節		第三節	
	文 学 三	哲 学 三	史 学 三	法 学 一 二	公 法 学 二	民 事 法 学 二
全国区 定員	1	1	1	1	1	1
地方区 定員	7	7	7	7	7	7
合計	30	30	30	30	30	30

第四節		第五節	
地 球 物 理 学 一	化 学 一	地 球 物 理 学 一	地 球 物 理 学 一
1	1	1	1
7	7	7	7
30	30	30	30

[日法八九六号]

部別	第六節		第七節	
	農 学 一	農 芸 化 学 一	林 学 一	水 産 学 一
全国区 定員	1	1	1	1
地方区 定員	7	7	7	7
合計	30	30	30	30

[日法四〇〇号]

○日本学術会議会則

(昭和二十四年二月十九日
日本学術会議規則第一号)

第一章 総則
第一條 日本学術会議法(以下法といふ)第二十八條による日本学術会議の運営に関する事項は、この会則の定めるところによる。

第二條 会則は、法附則の規定を基として、各部に分科を設けることとする。

第三條 法第二十七條第三項の職掌は、臨時に附置するものに限られ、毎年四月及び十月にこれを改定する。

第四條 臨時職掌を附置するに際しては、法第二十八條の職掌を基として、臨時に附置するものに限られ、毎年四月及び十月にこれを改定する。

第十編 教育・文化 第二章 文化 (日本学術会議法)

第七節 選挙管理(日) 八四〇

2 可否同数のときは、議長がこれを決定する。

3 議会はこれを公開する。但し、必要があるときは、会長は議会の議決を経て秘密会とすることができる。

第七節 議長は、形勢の急変となり議事を整理する。

2 選挙管理の議長は、選挙管理の権限について定める。

第八節 この節における委員十八人以上の請求があるときは、その議長は、選挙を招集しなければならない。

2 以上の節における委員十人以上の請求があるときは、その議長は、許可して選挙管理を招集しなければならない。

第九節 議長または選挙管理の議長は、必要があるときは、選挙管理委員中選挙管理委員を推薦し、議長または選挙管理委員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

第十節 議長は、選挙管理委員の委員となり、少くとも毎月一回の会議を招集しなければならない。

第十一節 議長は、選挙管理委員の出席し、議長長の許可を得て発言することができる。

第十二節 議長は、選挙管理委員の出席し、議長長の許可を得て発言することができる。

第十三節 選挙管理委員、議長及び選挙管理の議長は、法第二十三條第二項、第二十二條及び法第六條第六項の規定を準用する。

第十四節 議長

【附則(三〇)】

第十五節 選挙管理委員は、各都道府県に互選された各一人の選挙管理委員を推薦する。

第十六節 選挙管理委員は、各都道府県に互選された各一人の選挙管理委員を推薦する。

第十七節 議長は、選挙管理委員を推薦するため、必要に応じて、選挙管理委員を推薦する。

第十八節 選挙管理委員は、各都道府県に互選された各一人の選挙管理委員を推薦する。

第十九節 議長は、各都道府県に互選された各一人の選挙管理委員を推薦する。

【附則(三二)】

を、懲戒委員会の審査に付さなければならない。

第二十條 懲戒委員会の会議については、法第二十三條第一項、第二項及び法第六條第六項の規定を準用する。

第二十一條 懲戒委員会の委員長は、第十九條及び第二十條による審査の結果を議会に報告しなければならない。

第二十二條から第三十條まで 削除。(昭三二日学令第三)

第六節 雑則

第三十一條 この会則に定めるものを除いては、必要な事項は、会長が、選挙管理委員会の議決を経てこれを定める。

第三十二條 この会則の改正は、議会において出席委員の三分の二以上の賛成がなければ、これを行うことができない。

第三十三條 この会則は、昭和三十四年一月二十二日からこれを施行し、昭和三十四年二月二十日から適用する。

第三十四條 削除。(昭三二日学令第三)

この会則は、昭和五十二年四月二日から施行する。

○日本学術会議選挙管理会規則

(昭和二十七年十二月三日)

日本学術会議規則第一号

日本学術会議法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第二十条及び第二十八条の規定に基づき、日本学術会議選挙管理会規則(昭和二十五年日本学術会議規則第一号)の全文を次のように改正する。

日本学術会議選挙管理会規則

第一條 日本学術会議法(以下法という)第二十条の選挙管理会以下管理会というは、中央選挙管理会(以下中央管理会という)及び地方選挙管理会(以下地方管理会という)とする。

2 中央管理会の委員は九十二人とし、委員の選挙権及び被選挙権を有する若くは選挙権に付与されたものの中から日本学術会議において、これを委嘱する。但し、委員のうち少くとも半数は、日本学術会議委員以外の者でなければならない。

3 地方管理会は、各都道府県にそれぞれを置く。その委員は各都道府県に十四人とし、日本学術会議委員以外の者でなければならない。

4 管理会の委員の任期は、三年とし、再任されることと妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 中央管理会は、第二條に定める事務を行うため、必要があると

○日本学術会議議員選挙規則

（昭和三十一年三月三十日）

（日本学術会議規則第三号）

改正 昭和三十一年二月二日日本学術会議第三号

同 三十一年二月六日同 第二号

同 三十一年五月一日同 第一号

日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第二十一条の規定に基づき、日本学術会議議員選挙規則（昭和二十七年日本学術会議規則第二号）の全部を次のように改正する。

（総則）

第一條 日本学術会議議員（以下議員という）の選挙（以下選挙という）については、日本学術会議法（以下法という）の定めるところの外の規則で定める。

（地方区分）

第二條 議員の選挙権及び被選挙権を有する者の所属区分は、法第十九条の地方区分は左の通りとする。

- 一 北海道
- 二 東北（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
- 三 関東（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県）

- 四 中部（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
- 五 近畿（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
- 六 中国・四国（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
- 七 九州（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）

議員の選挙権及び被選挙権を有する者の所属する地方区分は、その現に居住する地による。現に勤務する地が二以上の地方区分に属するときは、その所属地方区分は、その勤務地による。

（有権者名簿）

第三條 法第十八条の名簿（以下有権者名簿という）は、一の選挙ごとに、日本学術会議中央選挙管理会（以下管理会という）が、有権者名簿に登録を求めた者について、法第十七条及びこの規則の定めるところにより資格審査を行い、議員の選挙権及び被選挙権を有すると認定した者を、その選挙の行われる年に、法第十条の規定により、その所属する部ごとに、所属専門別、所属地方区分別に登録して調整する。

（登録用カードの提出）

第四條 有権者名簿に登録を求めようとする者は、法別表に定めるところによる。

（日法二一八六号）

（昭和三十一年三月三十日）

（日本学術会議規則第三号）

改正 昭和三十一年二月二日日本学術会議第三号

同 三十一年二月六日同 第二号

同 三十一年五月一日同 第一号

部別のうち、自己の研究に最も関連の深い部一を選び、管理会に、法第十七条第二項の規定に必要な資料を添えて、成規（様式第一）の登録用カード用紙の該当欄に必要な事項を記入した登録用カードを随時提出することができる。

2 法第十七条第二項の研究論文及び同条第三項の文書による業績報告は、公開された文書にその全文又はその内容を明らかにする必要があるものとし、単なる速報又は抄録の類は認めない。

3 法第十七条第三項の業績報告が、口頭によるものである場合には、学会誌、機関誌その他これらに準ずる学術誌に、その内容が明らかにされたものでなければならぬ。

4 何人も、登録用カードに虚偽の記載若しくは証明をし、又はこれに虚偽の資料を添えてはならない。

（登録用カード用紙の送付）

第五條 管理会は、選挙の行われる年に学会又は研究機関及びその他の機関に依頼し、その所属議員又は会員であつて、議員の選挙権及び被選挙権を有すると認められる者（議員の選挙権及び被選挙権を有する者で有権者名簿に登録されたものを除く）の名簿を、選挙の行われる年の四月三十日までに提出させ、その名簿に基づいて、右の所属議員又は会員に法第十条の登録用カード用紙を送付し、登録を促すことができる。

2 前項の学会又は研究機関及びその他の機関は、管理会が送附する

第十編 教育・文化（第二号）文化（日本学術会議議員選挙規則）

四七八ノ一

（昭和三十一年三月三十日）

（日本学術会議規則第三号）

改正 昭和三十一年二月二日日本学術会議第三号

同 三十一年二月六日同 第二号

同 三十一年五月一日同 第一号

日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第二十一条の規定に基づき、日本学術会議議員選挙規則（昭和二十七年日本学術会議規則第二号）の全部を次のように改正する。

（総則）

第一條 日本学術会議議員（以下議員という）の選挙（以下選挙という）については、日本学術会議法（以下法という）の定めるところの外の規則で定める。

（地方区分）

- 一 北海道
- 二 東北（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
- 三 関東（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県）

- 四 中部（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
- 五 近畿（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
- 六 中国・四国（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
- 七 九州（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）

議員の選挙権及び被選挙権を有する者の所属する地方区分は、その現に居住する地による。現に勤務する地が二以上の地方区分に属するときは、その所属地方区分は、その勤務地による。

（有権者名簿）

第三條 法第十八条の名簿（以下有権者名簿という）は、一の選挙ごとに、日本学術会議中央選挙管理会（以下管理会という）が、有権者名簿に登録を求めた者について、法第十七条及びこの規則の定めるところにより資格審査を行い、議員の選挙権及び被選挙権を有すると認定した者を、その選挙の行われる年に、法第十条の規定により、その所属する部ごとに、所属専門別、所属地方区分別に登録して調整する。

（登録用カードの提出）

第四條 有権者名簿に登録を求めようとする者は、法別表に定めるところによる。

第十條 教育文化 第一節 文化 日本学術会議員選挙規則 第二章 第一節 投票用紙の形式

第十五條 投票用紙は、これを、全国区専門別の欄(以下専門別の欄という)、全国区専門にかかわらない欄(以下専門にかかわらない欄という)及び地方区の欄の三つの欄に区分し、横式で印刷するものとする。

第十六條 管理会は、前条の投票用紙を、選挙期日のおそくも十日前に有権者に到達するように発送する。

第十七條 投票は、各都ごとにその部に所属する候補者に対してこれをを行う。

第十八條 全国区選挙の投票は、選出しようとする者二人を記載し、うち一人は自己と同じ専門に属する候補者から、他の一人は専門にかかわりなく自己と同じ部に属する候補者から、これを選ぶものとする。

第十九條 地方区選挙の投票は、単記とし、専門にかかわりなく自己と同じ部に属する候補者から、これを選ぶものとする。

第二十條 選挙の期日は、会員の任期満了前五十五日とする。

第二十一條 投票の期日は、おそくその九十日前までにこれを公示しなければならない。

第二十二條 選挙の方法は、投票によりこれをを行う。

第二十三條 投票は、全国区及び地方区について、各一票とする。

第二十四條 左の投票は、無効とする。

一 選挙期日後に到達したもの

二 第二十条の規定に違反したもの

三 投票用紙の二の欄に二人以上の者又は候補者以外の者を記載した場合のもの

四 何人に記載したかを記載し難い場合のもの

五 投票用紙の専門別の欄に記載された者が、その専門に属する候補者でない場合のもの

六 投票用紙の専門にかかわらない欄に記載された者が、その部に属する候補者でない場合のもの

七 投票用紙の専門別の欄及び専門にかかわらない欄の両方に同一人が記載されている場合のもの

八 その者がその専門に属する候補者である場合においては、その専門にかかわらない

第九 投票用紙の記載、封入及び郵送

第二十条 投票者は、選出しようとする者の氏名を成規の投票用紙の所定の欄にみすから記載し、各欄を切り離さないで、これを、あらかじめ管理会から送付された投票封入用の小封筒(以下小封筒という)に封入し、投票送付用の大封筒(以下大封筒といふ)に封入し、本人から、直接に、管理会へ選挙の期日までに到着するように郵送しなければならない。

第二十一条 投票用紙及び小封筒には、投票者の氏名を記載し、又は押印することをできない。

第二十二条 大封筒には、投票者の所属の部、専門別、地方区、住所及び氏名を記入しなければならない。

第二十三条 投票は、選挙の期日の翌日からこれをを行う。

第二十四条 投票は、選挙の期日の翌日からこれをを行う。

第二十五条 全国区選挙の当選人の決定方法

第二十六条 全国区選挙においては、まず、専門別の得票だけにより、各人の得票を集計し、有効投票の最多数を得た者から、順次、専門別得票を充たす当選人を定める。次いで、専門別の得票と専門別得票を充たす当選人を、各人ごとに集計し、すでに専門別得票を充たした当選人を除き、有効投票の最多数を得た者が、次に、専門別得票を充たす当選人を定める。

第二十七条 地方区選挙の当選人の決定方法

第二十八条 地方区選挙においては、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

第二十九条 地方区選挙の投票は、単記とし、専門にかかわりなく自己と同じ部に属する候補者から、これを選ぶものとする。

第三十条 投票の期日は、おそくその九十日前までにこれを公示しなければならない。

第三十一条 投票の方法は、投票によりこれをを行う。

第三十二条 投票は、全国区及び地方区について、各一票とする。

第三十三条 左の投票は、無効とする。

一 選挙期日後に到達したもの

第十編 教育文化 第二節 文化 日本学術会議員選挙規則 第二章

第十五條 投票用紙は、これを、全国区専門別の欄(以下専門別の欄という)、全国区専門にかかわらない欄(以下専門にかかわらない欄という)及び地方区の欄の三つの欄に区分し、横式で印刷するものとする。

第十六條 管理会は、前条の投票用紙を、選挙期日のおそくも十日前に有権者に到達するように発送する。

第十七條 投票は、各都ごとにその部に所属する候補者に対してこれをを行う。

第十八條 全国区選挙の投票は、選出しようとする者二人を記載し、うち一人は自己と同じ専門に属する候補者から、他の一人は専門にかかわりなく自己と同じ部に属する候補者から、これを選ぶものとする。

第十九條 地方区選挙の投票は、単記とし、専門にかかわりなく自己と同じ部に属する候補者から、これを選ぶものとする。

第二十條 選挙の期日は、会員の任期満了前五十五日とする。

第二十一條 投票の期日は、おそくその九十日前までにこれを公示しなければならない。

第二十二條 選挙の方法は、投票によりこれをを行う。

第二十三條 投票は、全国区及び地方区について、各一票とする。

第二十四條 左の投票は、無効とする。

一 選挙期日後に到達したもの

二 第二十条の規定に違反したもの

三 投票用紙の二の欄に二人以上の者又は候補者以外の者を記載した場合のもの

四 何人に記載したかを記載し難い場合のもの

五 投票用紙の専門別の欄に記載された者が、その専門に属する候補者でない場合のもの

六 投票用紙の専門にかかわらない欄に記載された者が、その部に属する候補者でない場合のもの

七 投票用紙の専門別の欄及び専門にかかわらない欄の両方に同一人が記載されている場合のもの

八 その者がその専門に属する候補者である場合においては、その専門にかかわらない

第九 投票用紙の記載、封入及び郵送

第二十条 投票者は、選出しようとする者の氏名を成規の投票用紙の所定の欄にみすから記載し、各欄を切り離さないで、これを、あらかじめ管理会から送付された投票封入用の小封筒(以下小封筒という)に封入し、投票送付用の大封筒(以下大封筒といふ)に封入し、本人から、直接に、管理会へ選挙の期日までに到着するように郵送しなければならない。

第二十一条 投票用紙及び小封筒には、投票者の氏名を記載し、又は押印することをできない。

第二十二条 大封筒には、投票者の所属の部、専門別、地方区、住所及び氏名を記入しなければならない。

第二十三条 投票は、選挙の期日の翌日からこれをを行う。

第二十四条 投票は、選挙の期日の翌日からこれをを行う。

第二十五条 全国区選挙の当選人の決定方法

第二十六条 全国区選挙においては、まず、専門別の得票だけにより、各人の得票を集計し、有効投票の最多数を得た者から、順次、専門別得票を充たす当選人を定める。次いで、専門別の得票と専門別得票を充たす当選人を、各人ごとに集計し、すでに専門別得票を充たした当選人を除き、有効投票の最多数を得た者が、次に、専門別得票を充たす当選人を定める。

第二十七条 地方区選挙の当選人の決定方法

第二十八条 地方区選挙においては、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

第二十九条 地方区選挙の投票は、単記とし、専門にかかわりなく自己と同じ部に属する候補者から、これを選ぶものとする。

第三十条 投票の期日は、おそくその九十日前までにこれを公示しなければならない。

第三十一条 投票の方法は、投票によりこれをを行う。

第三十二条 投票は、全国区及び地方区について、各一票とする。

第三十三条 左の投票は、無効とする。

一 選挙期日後に到達したもの

二 第二十条の規定に違反したもの

三 投票用紙の二の欄に二人以上の者又は候補者以外の者を記載した場合のもの

四 何人に記載したかを記載し難い場合のもの

五 投票用紙の専門別の欄に記載された者が、その専門に属する候補者でない場合のもの

六 投票用紙の専門にかかわらない欄に記載された者が、その部に属する候補者でない場合のもの

七 投票用紙の専門別の欄及び専門にかかわらない欄の両方に同一人が記載されている場合のもの

八 その者がその専門に属する候補者である場合においては、その専門にかかわらない

第九 投票用紙の記載、封入及び郵送

第二十条 投票者は、選出しようとする者の氏名を成規の投票用紙の所定の欄にみすから記載し、各欄を切り離さないで、これを、あらかじめ管理会から送付された投票封入用の小封筒(以下小封筒という)に封入し、投票送付用の大封筒(以下大封筒といふ)に封入し、本人から、直接に、管理会へ選挙の期日までに到着するように郵送しなければならない。

第二十一条 投票用紙及び小封筒には、投票者の氏名を記載し、又は押印することをできない。

第二十二条 大封筒には、投票者の所属の部、専門別、地方区、住所及び氏名を記入しなければならない。

第二十三条 投票は、選挙の期日の翌日からこれをを行う。

第二十四条 投票は、選挙の期日の翌日からこれをを行う。

[日法二一八六号]

[日法二一八六号]

その者がその専門に属する候補者でない場合においては、その専門別の票

八 投票用紙の地方区の欄に記載された者が、その部又はその地方区に属する候補者でない場合の地方区の票

九 投票用紙に記載された部を書きかえた場合のその票

十 投票用紙に記載された専門別を書きかえた場合の専門別の票

十一 投票用紙に記載された地方区を書きかえた場合の地方区の票

第十二条 前二条の規定は、当選して会員となるべき者につき準用する。

第三十二条 前二条の規定は、当選して会員となるべき者につき準用する。

第三十三条 有権者は、当選人の決定(第三十一条第四項の規定により準用される場合を含む)に関して異議があるときは、当選人の公示の日から三十日以内に、理由を記載した文書により、管理会に、これを申し立てることができる。

〔日法二一八号〕

第二十九條 削除 (昭三九日学令第一二號改正)

第二十九條 削除 (昭三九日学令第一二號改正)

第二十八條 当選人が決定したときは、管理会は、直ちに、当選人に当選の旨を告知し、且つ、当選人の氏名を、官報に掲載して、公示しなければならない。

第二十七條 地方区選挙において、当選を得べき得票数の同じ者があるときは、年長順によつて、当選人を決定する。

第二十六條 全国区選挙において、専門別定員を充たすべき者に、第二十二條の規定による集計の結果、当選を得べき得票数の同じ者があるときは、年長順によつて、当選人を決定する。

第二十五条 削除 (昭三九日学令第一二號改正)

第二十四条 左の場合には、当選を無効とする。

一 当選人が第十條、第十一條又は第十二條第三項の規定に違反する行為をし、又はさせたとき

二 当選人が、自己のために、第十條、第十一條又は第十二條第三項の規定に違反する行為がされていることを知りながら、これを放置したとき

三 当選人が、立候補届に虚偽の記載をしたとき

四 当選人が、推薦届に虚偽の記載のあることを知りながら、これを放置したとき

五 当選人が、虚偽の記載をした選挙公報の掲載文を提出したとき

(再審査の請求)

第三十七條 第三十三條又は第三十六條の規定に不服がある者は、その決定の日から三十日以内に、日本学術会議に、理由を記載した文書をもつて、再審査を求めることができる。

第三十八條 当選を無効とされた者は、その無効の決定が確定したときは、その選挙に続く二回の選挙につき、会員の選挙権及び被選挙権を停止される。

第三十九條 有権者が、第三條の登録用(ト)に虚偽の記載若しくは証明

第十編 教育・文化 第三章 文化 (日本学術会議会員選挙規則 三四、三八)

〔日法二一八号〕

をし、又はこれに虚偽の資料を添えて提出したとき

四 有権者が、立候補届又は推薦届に虚偽の記載をしたとき

五 有権者が、自己のための推薦届に虚偽の記載のあることを知りながら、これを放置したとき

六 有権者が、虚偽の記載をした選挙公報の掲載文を提出したとき

(当選無効及び会員の選挙権、被選挙権停止の申立及び決定)

第三十六條 第三十四條の規定による当選の無効、又は第三十五條の規定による選挙権及び被選挙権の停止は、有権者の申立により、管理会において、これを決定する。

2 前項の申立は、選挙期日から六十日以内に、理由を記載した文書をもつて、しなければならない。

(再審査の請求)

第三十七條 第三十三條又は第三十六條の規定に不服がある者は、その決定の日から三十日以内に、日本学術会議に、理由を記載した文書をもつて、再審査を求めることができる。

第三十八條 当選を無効とされた者は、その無効の決定が確定したときは、その選挙に続く二回の選挙につき、会員の選挙権及び被選挙権を停止される。

2 会員の選挙権、及び被選挙権を停止された会員は、その停止の決

第十編 教育・文化 第三章 文化 (日本学術会議会員選挙規則 三四、三八)

① 主な著書、研究論文、業績報告 (できるだけ最近の主なものを全体で二つにつき、下記5段) <small>(この区分のうち、該当の区分を適当に記載すること)</small>				
区 分	(著書名)	(自己共著の別) 自己、共著(人)	(発行所名)	(発行年月) 昭和 年 月
著 書	(著書名)	(所載誌名巻号)	(編集発行機関名)	(発行年月) 昭和 年 月
研 究 論 文	(論文の表題)	(所載誌名巻号)	(編集発行機関名)	(発行年月) 昭和 年 月
著 書	(著書の表題)	(所載誌名巻号)	(編集発行機関名)	(発行年月) 昭和 年 月
著 書	<small>掲載された文書に 発表されたもの</small> <small>口頭によるもの</small>	(所載誌名巻号) <small>(この欄に書き切れない場合にはB 欄として提出すること)</small>	(編集発行機関名)	(発行年月) 昭和 年 月
特 許 権	(発明の名称) (要旨)	(特許番号)	(許可年月)	昭和 年 月

【四七八～一〇】

備考第二(イ) (昭三三日本学術会議) (日法六三八号)

立候補届

(用紙B4判)

昭和 年 月 日 立候補届

住所 住 所
 主 動 務 先
 職 名
 (ふりがなをつけること)
 氏 名
 年 月 日 生

日本学術会議中央選挙管理会 御中
 私は日本学術会議第 期会員選挙に左記により立候補します。

記
 一、全国区、地方区の別、全国区又は、地方区
 二、登録した部、専門別、第 部、学

備考

- 一、かならず楷書のこと。
- 二、郵送の場合には封筒の表に「立候補届在中」と明記し、書留すること。

沖縄の学術交流に関する
日本学術会議勧告に関する

昭41.2.11

米北吉田

1. 日本学術会議会長(朝永振一郎)より公使
宛年11月15日付庶務第1017号の2及び、日本学術
会議第44回総会において決定した沖縄の
学術交流に関する内閣総理大臣に対する
勧告案を送付された。
2. 本件勧告は次の4点に於いて総理大臣の配慮を
要請された。

GA-5

外務省

(1) 沖縄の科学者に日本学術会議会員の選挙権
及び被選挙権を付与すること。

(2) 沖縄の科学者の研究費等に対し本土の科学者に
同等に取扱うこと。

(3) 沖縄と本土相互間の学術交流促進のための
予算措置を講ずること。

(4) 学術交流のための本土と沖縄間の往来を
特に自由とする。

3. 以上4項目の要望については、(1)は国内法令に
関連する問題であること、为实现については米側の
了解が必要である。 (2)及び(3)は国内の予算措置
で処理し得る部分が多く、或る部分は琉球政府
の配慮を求めるとして処理し得る。特に米側の合意
は了解を必要とし得る問題と言ふ。 (4)は

GA-6

外務省

米國民政府の沖縄出入域に關する方針に關連する問題と云ふ事。

4. 以上4項目に對する見解次のとおりである。

(1) 日本學術會議會員の選挙权、被選挙权の付與問題。

日本學術會議は選挙するに會員と云ふ組織を以てする(日本學術會議法第7条第1項)わが國の科学者の

内外に對する代表機關として(日本學術會議法第2条)設立されたものである。

日本學術會議會員は、わが國の科学者に所定の資格を有し(日本學術會議法第17条第1項)、かつ、

選挙管理会によつて科学者であることが認定された者(日本學術會議法第17条第2項)選挙によつて選出

する者である。従つて、^{選挙}會員の選挙权及び被選挙权を有するものは、日本

學術會議法第17条第1項及び第2項の條件を有する者で取らざればならぬ。この條件を有する者の国籍は

(以下法文に)
は、國連法に於ける(1)日本學術會議法、(2)日本學術會議會則、(3)日本學術會議選挙管理会規則及び(4)

學術(以下選挙規則に)
日本會議會員選挙規則には何らの規定はない。然し、法第2条に「日本學術會議はわが國の科学者の

(以下)
内外に對する代表機關」と規定していることから、日本国籍を有する科学者たる會員を組織する団体と見らるる

至るであらう。

沖縄の科学者も日本国籍を有する者である以上

前記條件を有する限り、日本學術會議の會員となり、又は會員として選挙する資格があるものと言ふ得よう。

然るに、會員の選挙权及び被選挙权を有する者は、事務向に備へる……名簿に登録し得るものは、選挙权

と行使し、又は選挙するときは(法第18条)、各籍に
登録するときは成規の登録用カードと提出し付け

は「その籍に属する(選挙規則第3条第1項)本件
登録用カードの記入に当っては「所属地方」と記入する

ときはその籍(様式第一①)。

会員の選挙権及び被選挙権を有する者の所属する地方

別項

とは、選挙規則第2条に規定するところ、北海道、東北、関東、
中部、近畿、中国、四国及び九州の7地区のうち、現に
地方

その者の勤務している地(選挙規則第2条第2項)が勤務
している場合には主たる住所(同第3項)の属する

地区である。

従って、会員の選挙権及び被選挙権を有する者はその

選挙権を行使し、又は選挙するときは希望する者はその勤
務する場所が所在する住所(同第3項)の属する
地方

何れかの地区内に属すれば「その籍に属する」。

選挙規則第2条第1項は、この7地区のうち、その地区に属する

都道府県と郡部において、これには沖縄の合衆地区も。

従って、沖縄の科学館、法第17条第1項及び第2項の

条件を充たす者であっても、その勤務地が主たる住所地の

7地区の何れかに属しない限り、会員の選挙権を行使し、

又は選挙するときはできない。

(注)日本芸術会議員選挙は全国区に属する地区に

行われ(法第19条)、土地の区別は行われず、

とあり、明文の規定があるが、全国区に属する地区に

明文の規定はない。然し、全国区に属する7地区

の区域以外の地域に属する場合は、同一

区域に属する地区に属するときは、全国区に選挙

権を行使し、又は選挙するときは属する地区に

選挙規則第3条第1項の規定より登録料と
要するものである。丁地区の何れも勤務地か
主たる住所地か又はその併存による。

要する日本芸術会議法の規定だけでは沖縄の
科学者が会員の選挙権及び被選挙権を保有し得ないこと

結論は出さぬ(本法律の沖縄の適用の有無は別として)。

本法律の規定に基づく選挙規則の規定から、現実には
会員の

(選挙権を行使し、又は選挙されることは、沖縄の科学者が
勤務地又は主たる住所地の本土に限りである)

ことより、従って、沖縄の科学者の勤務地を本土に
持たず、沖縄に居住し、又は選挙権及び被選挙権

を保有し得ると解せられる。

然し、その勤務地又は勤務地の場合は主たる住所
地

地を沖縄に持つ沖縄の科学者が日本芸術会議会員の
選挙権及び被選挙権を保有し得ることは、日本芸術会議

法の施政権前提とする法律であれば、未創の合意の
下で沖縄に適用する趣旨の明文の規定を設けること。

法律改正の前提として、施政権を前提とする
法律であれば、選挙規則第3条第1項を改正し、沖縄

を追加すればよいことより、法律改正の必要はない。

(2) 及び (3) 財政援助問題

(2) 及び (3) のことは外務省とに特にコメントすることは
ないが、沖縄の研究機関の対する援助については、
(一環として押し付け)
沖縄財政援助の日本芸術会議の勧告の方向
に進出しても一方法である。

(4) 学术交流のための本土沖縄間渡航の自由化

沖縄の現在置かれている概況を鑑み、かつ、
出入域の航行権が未開にある現在、本土沖縄間の
渡航の完全自由化は極めて困難である。純粹に
学术交流を目的とする渡航については特別の考慮を未開に
要するとは問題ないが、所謂進歩的科学家(特に文
科学分野)の自由往来については困難が予想される。
現在の情勢が続く限り、先般の渡航手続の簡素化
に盡している以上自由化とすることは余り可能性はない。